10. With reference to Article 26 of the Convention,

It is understood that in no case shall the provisions of paragraphs 1 and 2 of Article 26 of the Convention be construed so as to impose on a Contracting State the obligation to obtain or provide information that would reveal confidential communications between a client and an attorney, solicitor or other admitted legal representative where such communications are:

(a) produced for the purposes of seeking or providing legal advice; or

(b) produced for the purposes of use in existing or contemplated legal proceedings.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Santiago this twenty-first day of January, 2016 in the English language.

For Japan:

Naoto Nikai

For the Republic of Chile:

Micco. A

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第三号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）を実施するため、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。
自治省

第九十三条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第一号に規定する個人番号については、組合が地方公共団体情報システム機構等から同号に規定する個人番号の提供を受けることができるときは、当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

第九十三条第一項第一号中「住所」の下に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」を加える。

第九十四条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者がその要件を欠くに至つたとき又は組合が地方公共団体情報システム機構等から個人番号の提供を受けることができるときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。

第九十六条第一項第一号、第百四条の二第二項第二号、第百六条の五第二項第二号、第百七条第一項第二号、第百八条の二第一項第二号、第百十条の四第一項第二号、第百十条の四の二第一項第二号、第百十条の四の三第一項第二号、第百十条の五第一項第二号、第百十条の六第一項第二号、第百十条の七第一項第一号、第百十条の八第一項第一号、第百十一条第一項第一号、第百十二条第二号、第百十三条第一項第二号、第百十四条第一項第二号、第百十五条第一項第二号並びに第百十五条の二第一項第二号及び第三項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百十五条の三第一項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げる。

第百十五条の四第一項第二号及び第三項第二号、第百十九条の二第一項第一号、第百十九条の三第二号並びに第百十九条の四第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百三十一条第二項中「市町村長」の下に「その他相当な機関」を加える。

第百五十六条の二第二項中「住民票コード」の下に「又は個人番号」を加える。

第百六十四条の三第一項第二号及び第三項第二号並びに第百六十四条の六第一項第二号及び第三項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百七十六条第一項中「第九十三条の規定にかかわらず、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に規定する個人番号については、組合が地方公共団体情報システム機構等から同号に規定する個人番号の提供を受けることができるときは、当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

第百七十六条第一項に次の四号を加える。

一　船員組合員の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号及び基礎年金番号
二　所属機関の名称
三　船員組合員の資格を取得した年月日
四　その他必要な事項

第百八十二条第二号及び第百八十四条の二第一項第二号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。